

令和7年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
(デジタル技術を活用した教職課程及び初任者研修における
学びの質保証の在り方についての調査研究)

仕 様 書

令和7年5月
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 事業名

令和7年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

(デジタル技術を活用した教職課程及び初任者研修における学びの質保証の在り方についての調査研究)

2. 目的

新たな知識や技術の活用により社会が加速度的に大きく変化する中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教師の資質能力を向上させることは最も重要である。

教師が備えるべき資質能力としては、これまでも繰り返し提言されてきた不易の資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力などを備えることなどが求められている。

こうした背景を踏まえ、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成(答申)」(令和4年12月19日中央教育審議会)において、教師に共通的に求められる資質能力の再整理とともに、「新たな教師の学びの姿」の実現や、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成等の改革の方向性が示された。更に、近年の少子化による生産年齢人口の減少や生成AIの発展等の技術革新、教育課題の多様化・高度化などの社会変化が急速に進む中、子供一人一人の能力を最大化する教育の重要性や、教師に求められる役割の転換を踏まえれば、教師にはより一層、質の高い人材を十分に育成・確保していく必要があることから、令和4年12月答申で示された改革の方向性にのっとり、改めて制度の根本に立ち返った検討を行うため、「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について(諮問)」(令和6年12月25日文部科学大臣臨時代理国務大臣中根順子。以下「令和6年諮問」という。)として中央教育審議会に諮問を行ったところであり、教師人材の質の向上と入職経路の拡幅による、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成に加速化に向けた審議がなされているところである。

上記を踏まえた教職課程の在り方に関する検討の一環として、大学、教育委員会、民間教育事業者等へ委託を行い、特に学修方法の在り方に着目し、デジタル技術を活用した教職課程及び初任者研修における学びの質保証の在り方についての調査研究を実施する。

3. 成果物

本調査研究に関する中間報告書及び最終成果報告書について、それぞれ「5. 納入期限」に示す期限までに、「6. 納入先」に示すメールアドレス宛に電子データにより提出すること。

4. 委託期間

契約締結日 ～ 令和8年3月31日

5. 納入期限

- ・中間報告書 令和7年12月1日まで
- ・最終成果報告書 委託期間の終了まで

6. 納入先

東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
E-mail : kyoikujinzai@mext.go.jp

7. 委託内容

- 「教職課程及び初任者研修における学びの質保証システム（仮）イメージ」（別紙）を踏まえ、以下に関する調査研究を行うこと。
 - ・システムに必要となる機能
 - ・システムを導入したことによる想定される効果（教職課程及び初任者研修における学びの質の面、システムの導入による経済的コストの面の双方）
 - ・システム導入に当たっての想定される課題と可能性
 - ・システムにかかる費用（構築費・運用保守費）
- 調査研究の実施に当たっては、受託者は、少なくとも以下の関係者と調査研究の趣旨目的や具体的内容を共有した上で、組織的な連携体制を構築すること。
 - ・教職課程認定を有する国立大学及び私立大学（受託者自身を含め、それぞれ少なくとも1大学以上）
 - ・教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条第1項に規定する研修実施者（以下単に「研修実施者」という。）

（留意事項）

- ※教職課程認定を有する公立大学の参画を妨げるものではない。
- ※「組織的な連携体制」は、必ずしもコンソーシアムや会議体等の体裁を取る必要はなく、本調査研究の趣旨や成果に向けた検討に照らし、ヒアリングやアンケート等を含め、必要な協力体制が得られることが確認できれば足りる。
- ※受託者が大学又は研修実施者以外の団体（民間団体）の場合は、教職課程を有する大学及び研修実施者と事業の趣旨及び目的等について共有した上で、密な連携体制を構築することに特に留意すること。

8. 調査方法

- ・類似の機能を有する他のシステム等に関する文献調査
- ・大学や学生、教育委員会等に対するアンケート及びヒアリング調査

9. 事業規模

事業規模は550万円（税込）を上限とする。

10. 応札者に求める要求要件

（1）要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。

- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

- ＊ 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば望ましい。〕
- ＊ 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- ＊ 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば望ましい。〕
- ＊ 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- ＊ 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば望ましい。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

- 2-1-1 過去にシステムの設計開発に向けた類似の調査研究を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の調査実施能力

- ＊ 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば望ましい。
- ＊ 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

- ＊ 2-3-1 以下の関係者と調査研究の趣旨目的や具体的内容を共有した上で、組織的な連携体制が確認できること。〔具体的な体制が既に構築されている場合や、複数の大学・研修実施者等と連携体制が構築されている場合には、その内容に応じて加点する。〕
 - ・教職課程認定を有する国立大学及び私立大学（受託者自身を含め、それぞれ少なくとも1大学以上）
 - ・教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条第1項に規定する研修実施者

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

- 3-1-1 過去にシステムの設計開発に向けた類似の調査研究を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば望ましい。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする※¹⁾）。

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※²⁾」を大企業においては3%以上、中小企業※³⁾等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※²⁾」を大企業においては3%以上、中小企業※³⁾等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

11. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

12. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

13. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

14. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場

合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・ 5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

15. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

16. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

17. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

教職課程及び初任者研修における学びの質保証システム（仮） イメージ

1. 背景

令和6年諮問の趣旨を踏まえれば、教員養成段階においては、多様な専門性を有する教師人材の育成・確保に向けた、各大学の創意工夫を活かしたより柔軟な教員養成の在り方の検討とともに、多様化・高度化する現下の教育課題に適切に対処できる専門的な資質能力をどのように身に付けるかに関する検討が重要となる一方、教職課程を履修したものの、「必要な単位数が多くすべての単位取得が難しかった」として免許取得に至らなかった学生の声も見られたことも踏まえ、教職を志す学生等にとって過重な負担とならないよう配慮しつつ、教職課程の在り方の見直しを検討する必要がある。他方で、教員免許が「教育職員の資質の保持と向上を図る」ことを目的とするものであることに鑑みれば、教師として共通的に身に付けるべき知識や技能を確実に身に付けることも同時に必要となることから、教師人材の量的確保と質的確保を両輪で考えることが必要である。

上記を踏まえれば、教師の育成を「養成・採用・研修」という一体として捉えた上で、大学における教職課程や初任者研修（教育公務員特例法第23条第1項に規定する「初任者研修」をいう。以下同じ。）を始めとした入職後の研修といった、それぞれの段階で担保すべき資質能力はどのようなものであるか、また、その担保に当たってどのような学修方法が考えられるかを検討することが必要である。

本調査研究においては、大学における教職課程及び入職後の初任者研修において、それぞれ、

- ・ 学生等の負担も踏まえつつ、教職課程において、教師として最低限共通的に身に付けるべき知識や技能の確実な修得を支援すること
- ・ 初任者研修において、これから教師としての職務を遂行するに当たり、初任者として共通的に身に付けるべき能力の修得を支援すること

に向け、デジタル技術を活用した、より効果的・効率的な学修方法の在り方を模索することを目的とする。具体的には、教職課程及び入職後の初任者研修の段階において、教師として共通的に身に付けるべき知識・技能に関して、デジタル技術を活用した質保証に向けたシステムを検討する。

2. システム構想

- 大学における教職課程及び入職後の初任者研修の段階において、教師として共通的に身に付けるべき知識・技能に関する補完的な教材としての活用及び知識の修得に関する自己確認において活用するシステム。
- 教職課程において活用できるもの（以下「教職課程版システム」という。）、初任者研修（以下「初任研版システム」という。）において活用できるものの2システムを想定。

【教職課程版システム】

- ・ 大学の学位プログラムとも相まった柔軟な教職課程を実現しつつ、教師として最低限身に付けるべき知識や技能（※）を学修する上で、学生の学びを補助する補完的な教材としての活用や、知識の定着についての学生の自己確認の助けとなるツール。
- ・ このシステムを活用し、教師として共通的に身に付けるべき知識を不足なく身に付けることが可能となることで、実際の講義では、より体験的・協働的な学びの実践に注力可能となることを目指す。

※教員採用選考の第1次選考の出題内容の一部にも含まれるような、教職としての基礎的な知識等（例：教育関係法規、我が国の教育制度等）を想定。

【初任研版システム】

- ・初任者に対して実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させるという初任者研修の目的を踏まえつつ、教職課程においても学修する教科指導、生徒指導、教育相談、学級経営など以外の事項を中心に、初任者が教諭としての職務を行うために必要な事項（※）について、実務に即した形の知識等の修得の助けとなるツール。
- ・教員研修については、教育公務員特例法第22条の5第1項を踏まえ、研修受講履歴記録の作成や、研修受講履歴等を手がかりとした資質向上のための対話と奨励の効率的・効果的な実現に資するため、研修の受講や受講履歴記録の作成を一元的に行うことができる「全国教員研修プラットフォーム『Plant』」（以下「Plant」という。）を構築し、令和6年4月より運用を開始しているところであり、Plantの機能拡張による対応も見据えたシステム設計を想定。

※教師としての心構えや服務、教材関係の事務処理や体育器具の管理等の校務全般に関する事等を想定。

3. 活用主体

【教職課程版システム】

大学等において教職課程を履修する学生

【初任研版システム】

教育公務員特例法第23条第1項に規定する初任者研修を受講する公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師

4. 機能イメージ

- 最低限、以下のような機能を持つシステムを想定しているが、大学や教育委員会等に対するニーズ調査等を踏まえ、これ以外に有することが望ましい機能等があれば、提案すること。
 - ・オンデマンド教材の配信、視聴機能
 - ・知識の定着を確認するテスト機能（CBT）
 - ・個人の学修内容やテストの成績の記録機能
- なお、双方のシステムに掲載すべきコンテンツの内容は、大学における教職課程の段階と、入職後の初任者研修の段階では異なる部分もあるものと想定されるが、本調査研究においては、コンテンツの内容に関わらず、「教師として共通的に身に付けるべき知識・技能に関する補完的な教材としての活用及び知識の修得に関する自己確認に当たって活用する」という本システムの基本的な用途に照らし、双方のシステムにおいて共通的に必要となると思われる機能等について調査研究を行うこととする。